

平成 29 年 6 月 5 日

各 位

筑波大学総務・人事担当副学長
稲垣敏之

育児休業取得時の既入所者の取扱いについて

このことについて、ゆりのき保育所では、既入所者については保護者となる親が入所している乳幼児以外の子の育児休業を開始した場合は、開始日の属する月の月末をもって退所いただくこととしておりましたが、保育所利用者からの引き続いての入所の要望及び乳幼児の生活環境の急激な変化を避ける等の観点から、平成 30 年度より下記のとおり取り扱うことといたしましたので、その旨お知らせいたします。

なお、本件について不明な点等ございましたら下記担当までお問い合わせ願います。

記

○既入所乳幼児の保護者である親が、当該乳幼児以外の子の育児休業を開始した場合において、

- ①当該育児休業開始日の属する年度の末日まで、既入所乳幼児の継続利用を可能とします。
- ②当該育児休業開始日の属する年度の翌年度については、既入所乳幼児の年齢区分が 1 歳児以上となる者であって、保育定員数に空きがある場合に限り、当該既入所乳幼児の利用を可能とします。

※平成 29 年度においては、年齢区分ごとの保育定員数に空きがある場合に限り、本取扱いを適用できるものとします。

(任意の様式で育児休業期間を記載した文書の提出が必要。)

担当：総務部組織・職員課（労務）
Eメール：shokuin-roumu@un.tsukuba.ac.jp
TEL：029-853-2125 FAX：029-853-3979